

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:50件(法人:0件、個人:50件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人【0件】(提出順)

○個人【50件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案のうち関連事業持株会社に関する規定について			
1	<p>関連事業持株会社の設立が、受信料値下げの原資を確保することにあるのなら、連結決算の利益剰余金から一定額を還元するよう明文化する。令和3年度末の資産合計が1兆4千億円弱ある以上、経営の安定に必要な剰余金は利益剰余金いくらが適切なのか(何%または目安等の適性な還元の金額)を一定額として示し、何らかの在り方の様式で出資計画の認定申請書に付け加える(新設)。それを超える剰余金が発生した時には繰越すのではなく、受信料の値下げで還元することを義務化する。なぜならルール化することなくその判断を、執行部や経営委員会の曖昧な基準や裁量に委ねれば、値下げ額などが適切かどうかのチェックができないから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関連事業持株会社の設立の目的は、受信料値下げの原資を確保することではなく、NHKグループの業務の効率的な遂行を確保することであるため、受信料の値下げに関する事項を関連事業持株会社の申請事項とすることは制度趣旨とは異なると考えております。</p> <p>なお、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)により新たに規定された受信料値下げに関する還元目的積立金の制度については、今後法律の施行に向けて省令改正を予定しており、検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

2	<p>NHK 子会社の持株会社(以下、持株会社)の役員は NHK の内部か外部どちらから、あるいは両方から任命するのか。</p> <p>持株会社役員は NHK が任命するのか、あるいは政府の認可の元任命させるのか。</p> <p>持株会社役員の権限を政府の認可無しにどこまで認めるか。</p> <p>持株会社の株主総会に NHK の受信料締結者が意見を表明する機会を設けるべきか。</p> <p>私としてはこれらが明確になれば良いと思っている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関連事業持株会社の役員については、特段政府の認可を必要とするものではなく、関連事業持株会社の株主総会での決議などの役員の選任手続を経て決められることとなります。</p> <p>役員の権限についても政府の認可を必要とするものではありませんが、放送法第 29 条第 1 項第 1 号ハ(6)の規定により、子会社の役員の業務の適正を確保するための体制について、経営委員会が議決することとしており、このような体制整備によって子会社の役員の業務の適正を確保しております。</p> <p>また、株主総会に限らず、NHKの受信料締結者による意見表明については、放送法第 29 条第 3 項及び放送法施行規則第 18 条第 1 項の規定により、広く一般の意見を求めるべく受信契約者を対象とする会合の場が開催されることとなっています。</p>	無
3	<p>日本放送協会が子会社を持つことそのものに反対。</p> <p>インフラが整っていない時期には意味があった組織であっても現在は民間で賄っている状況。</p> <p>であれば、当初の目的は達成されている中で組織の縮小を行うべきである。</p> <p>日本放送協会は全ての特権を手放し、民放と同じ条件で公正な競争をおねがいしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送法第 22 条は NHK による出資を認めておりますが、当該出資は受信料を財源とするものであるため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第 140 条第 2 項に規定する指定再放送事業者の他は、第 20 条第 1 項又は第 2 項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に限るなど、放送法において出資の適正性を確保する仕組みを設けております。</p>	無
放送法施行規則の一部を改正する省令案のうち割増金に関する規定について			
1	<p>NHK 受信料不払いに対する罰金を廃止してください。受信契約と言いますが、契約は双方の合意に基づいて行われるものです。受信料を払わない人々は、受信契約の内容に合意していないから、払わないのです。片方が合意しなければ、契約は成立しません。ゆえに受信料の不払いは契約違反ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の放送法改正による割増金の規定は、未払い世帯に対するものではなく、未契約者への割増金となります。</p> <p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国</p>	無
2	<p>契約の自由がなく受信料を請求する事自体おかしいと思って</p>		

	<p>いるため、今回の未払い世帯への割り増しには強く反対です。未払いには理由があると思いますが、今回の様な割り増し措置は公共の為にならないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p>	
3	<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の二に「法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍率は、二とする。」とあるが、一期あたり二.〇%の延滞利息とは別に追徴金を強制し、あまつさえ懲罰的割増金を定めて二.〇倍の額を徴収することは契約自由の原則を犯す明確な違法行為であるからこれを認めず、強く抗議する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の放送法改正による割増金の規定は、未契約者に対する割増金であり、未払い者に対する延滞利息とは異なるものであり、適用される場面が異なります。</p> <p>なお、他の公共料金においても、延滞利息とは別に割増金を徴収する運用がなされています。</p>	無
4	<p>受信料延滞による追徴金を徴収する行為は、民業・国民生活の圧迫行為であり、推進されるべきではない。</p> <p>受信料は必要最低額を追い求め続け、民業や国民生活に負担の少ない公共放送を実現し、誰でも情報にアクセスしやすい環境を作り出すことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
5	<p>反対です</p> <p>契約の自由を侵害しているため憲法を擁護していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくもの</p>	無

6	<p>放送法改正についての意見申し上げます。テレビを保有しNHKの受信料の支払いをしていない者に対しての罰則の強化ですが強く反対します。理由は2つ</p> <p>1)NHKは公共放送にも関わらず偏向報道が多すぎる また、利益が多いにも関わらず料金の値下げ等の努力を怠っている</p> <p>2)テレビ受信の自由を強制的、有意に阻害している 国会の中でもスクランブル方式は可能と返答していることから、意識的にスクランブル放送を拒否していると考えられる</p> <p>以上の事からNHKは国民の為に有意義な放送の努力を怠り違法性のある集金業務を続け利益を上げて来たにも関わらず料金の値下げ等国民の生活を脅かす事が頻繁に起きている事からも公共放送は必要ないと思える事から強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>です。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p>	
7	<p>反対です。以下、理由を述べます。</p> <p>日本国憲法第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>日本国憲法第二十九条 1.財産権は、これを侵してはならない。 2.財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 3.私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p> <p>上記二点より、未契約者に罰金を課すことは違憲と考えます。</p>		

12	<p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化というおかしさ。</p> <p>正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割り増した料金を要求することを可能にする悪法は、許されない。</p> <p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいると言います。</p> <p>割増金どころか受信料も不要。断固反対。</p> <p>ましてや今のように動画が普及し、NHK だけが唯一の情報源ではなく、「統一教会」の追求すらできないほど公共性が失われた状況で、強制的に受信料を徴収するなど厚かましい上に、受信料を取りすぎたおかげで「値下げした」と威張る前に、そもそも「剰余金が生じたときは、豪壮な放送センターを建て替えたり、受信者も怒り出すような高給を従業員に払ったりすることに使うのではなく、値下げに回すという当然のこと」と、この件での指摘がありますが、全く同感です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13	<p>世界的に見て公共放送料金は撤廃されています。このような強制徴収が正当だと思われませんか。職員の給料の見直しからされてはどうですか。誰もが住みやすい国にしていくことは可能です。その大きな担い手が公共放送だと思い出してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	<p>NHKは廃止が必要である。当然受信料強制などもってのほかである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
15	<p>罰金の額ですがさすがに2倍はやりすぎだと思います。再検討をした方がいいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくもの</p>	無
16	<p>NHK を見ない者です。</p>		

	<p>契約の義務化、未契約者に罰金を支払わせる等の法律に強く抗議します。契約しない者には受信ができないようにスクランブル化する事が道理です。</p> <p>ガス、電気、水道代を滞納したら供給が止められるのに、なぜNHKは罰金で契約料の2倍を支払わなければならないのか。理解出来ません。仮に電気が止められたらテレビは使い物になりません。</p> <p>SNS やネット社会が活躍する昨今、NHKをはじめTVの役割は終わりつつあります。納税額も桁違いに上がっているなか、国民は苦しんでいます。省令改正案に断固として反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>です。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHKが徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後NHKにおいて定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p>	
17	<p>「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。</p> <p>改正放送法が施行されたらNHK受信料を払わないと罰金が、受信料の2倍になるかもしれないということですか。だとしたら、この法案には断固反対です。</p> <p>そもそもNHKを受信できないようにする権利を定めてくれませんか？スクランブル化は技術上可能です。テレビがある＝受信料を払うでは、送りつけ商法と変わりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
18	<p>NHK受信料「割増金」額の上限は支払うべき受信料の2倍、総務省が省令改正案反対。憲法違反です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
19	<p>懲罰的徴収が受信料の2倍となる点については到底受け入れることはできません。</p> <p>割増金どころか受信料も不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

20	<p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっている中で、正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割増料金を要求できるようにするという改正放送法の内容ですらあり得ない。ましてや支払うべき受信料の額の 2 倍という懲罰的徴収などもっての外である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
21	<p>契約の自由を犯すような高圧的な割増料金の要求に反対です。2倍どころか0倍にすべきだと思います。統一教会への追求もまともにできないメディアは公共放送とは言えず、受信料すら不要です。世界の流れに沿って、受信料を廃止すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
22	<p>正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割増料金を要求できるようにする「割増金制度」つまり懲罰的徴収を「支払うべき受信料の額の 2 倍とする」事に反対です。世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいるそうです。私たちには契約の自由があります。他の新聞などと異なり NHK だけが契約の義務を押し付け、しかも対等ではなく NHK の「完全な特権的・徴税的な心理」を押し付けられます。この省令案に断固反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
23	<p>NHK の受信料は廃止にすべきです。 契約しない世帯に受信料を 2 倍払わせるなど論外です。 公共放送で税金も使われているのだから受信料は廃止してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。なお、NHKの運営は国民・視聴者の受信料によって支えられており、国際放送の一部を除いて税金は使われておりません。</p>	無

		<p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p>	
24	<p>割増金の額を倍額に決めた経緯と根拠が明確ではない。なぜ倍数になるのかその根拠を示すべき。そもそも支払い率を向上させるために、割増金によって強要することは放送法の趣旨にそぐわないし、視聴者も望んでいない。電気・ガスなど生活に不可欠な公共料金と、公共放送の受信料では役割が違うので同列に論じることはできない。割増金が必要ななら倍額ではなく半額が妥当。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。なお、今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。</p> <p>また、今回の放送法改正による割増金の規定は、未契約者への割増金となり、契約を締結し、受信料を支払っている視聴者に対して課されるものではありません。</p>	無
日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン改正案について			
1	<p>改正案 17 頁1関連事業持株会社の子会社の業務範囲に「放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むこととする。」とあるが、同令第二条五に定める受信料徴収を目的としていることが明らかであるため認めない。</p> <p>改正案 17 頁2関連事業持株会社の子会社の業務範囲に係る運用に「(前略)その業務範囲に係る運用は7(1)2に準ずることとなる。」とあるが、同 14 頁7(1)2イに「上記アに準じ、NHK の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。」と記載されており、この「NHKの使命」の具体的な内容及び範囲が明</p>	<p>関連事業持株会社の制度においては、これまで NHK の子会社となっていた会社を関連事業持株会社の子会社とすることを想定しているものであり、これまでの NHK の子会社の業務範囲としているものを関連事業持株会社の子会社の業務範囲に限ることは必要な記載であると考えております。</p> <p>NHK の使命については放送法第 20 条第1項から第3項までにおいて定められており、業務の具体的な内容及び範囲は明らかであると考えております。</p> <p>「特定受信設備」の定義は、2022 年6月 10 日に公布された電波法</p>	無

	<p>確でないためこれを認めない。</p> <p>改正案 17 頁7(5)1子会社の配当方針に「受信料は、(略)放送法第 64 条第1項の規定により、特定受信設備を設置した国民・視聴者に広くNHKの事業運営を支えるものとして徴収が認められているものである。」とあるが、本改正案の公示された2022年7月11日現在、「特定受信設備」の定義を定める法律は存在しないためこれを認めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)に定められており、本ガイドラインの改正は本法改正の施行と同時に行うことを予定しており、特に問題ないものと考えております。</p>	
2	<p>受信設備の前になぜ特定を付け加える(必要があるのか、その説明がないと)受信設備と特定受信設備の違いがわからない。用語の定義づけが必要。</p> <p>インターネットの活用業務の補完放送の受信設備も制度的手当の適用範囲に含むのかがわからない。解釈の違いによる混乱は避けるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「特定受信設備」の定義は、2022年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)に定められております。</p> <p>インターネット活用業務は放送として行われているものではなく、インターネット活用業務による配信を受信することができる端末は、NHKの放送を受信することができる設備が備わっていない限り、受信設備に含まれないものと考えます。</p>	無
その他の意見			
1	<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案二頁第三章並びに附則第三章に「日本放送協会等」とあるが、用語の範囲が明確でないためこれを認めない。</p> <p>放送法施行規則の一部を改正する省令案六頁第十八条第1項に「(前略)法第六十四条第一項の規定により協会と受信契約を締結しなければならない者(後略)」とあるが、そのような者は存在しないためこれを認めない。</p> <p>放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第十八条第2項第三号に「実施基準(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。)」とあるが、これを恣意的に解釈し、用い、同条同項全文に定める意見の提</p>	<p>目次における「日本放送協会等」に係る改正については、現行において「協会等」とされているものを「日本放送協会等」とするものであり、現行と改正案において用語の範囲が変わるものではありません。なお、第3章においては日本放送協会のみならず放送大学学園に関する規定もあることから、本章を「日本放送協会等」とすることに問題ないと考えます。</p> <p>また、現行の放送法第 64 条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定されており、協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者はNHKとの契約の締結義務が課されております。</p> <p>法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項</p>	無

出を封殺しようとする意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第二十三条の改正前の「次に掲げる事項」に「一 受信契約の締結方法」並びに「二 受信契約の単位」、「三 受信料の徴収方法」、「四 受信契約者の表示に関する事」とあるが、これらを削除して契約条項に関する制約を緩和することで、同条改正後の「次に掲げる事項」を恣意的に解釈し、用い、不当な契約を結ばせる意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第二十三条に「一 受信契約の締結方法」並びに「三 受信契約または受信契約の変更契約の成立時期に関する事項」、「四 受信料の額に関する事項」とあるが、これらの「次に掲げる事項」を恣意的に解釈し、用い、契約者の同意なしに契約内容を不当に定める、もしくは変更する意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の改正前の「次に掲げる事項」の「七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額および延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項」とあるが、これを削除することで契約者の同意無しに受信料を変更する意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の「次に掲げる事項」の「七 受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法」とあるが、受信契約の締結は義務ではないためこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の改正前に「次に掲げる事項」の「九 その他必要な事項」とあるが、これを削除することで契約範囲を恣意的に無限

又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合については、インターネット活用業務の実施基準の内容に実質的な変更を伴わない変更であり、広く一般の意見を求める必要はないことから、意見の求めを不要としました。

「一 受信契約の締結方法」、「二 受信契約の単位」及び「三 受信料の徴収方法」については、2022年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第3項において、受信契約の条項に記載すべき事項として、「一 受信契約の単位に関する事項」、「二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)」及び「三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項」を定めたことから、放送法施行規則に同じ規定を置く必要は無いと考え削除するものです。「四 受信契約者の表示に関する事」とについては、デジタル化に伴い、受信契約の有無の確認をシステムで行うことができるようになったことから、表示による把握が必要でなくなったと考え削除するものです。

「七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項」については、これまで受信契約の締結を怠った場合における受信料の追徴方法も定めていたところ、当該規定の内容は電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第3項において定められたことから、放送法施行規則に同じ規定を置く必要が無いと考え削除するものです。

現行の放送法第64条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定されており、協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者はNHKとの契約の締結義務が課さ

	<p>に解釈し、用い、契約者に不利な契約内容を不当に定める、若しくは変更する意図が明らかであるからこれを認めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>れております。</p> <p>「九 その他必要な事項」については削除ではなく、新たに追加するものであります。電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)による改正後の放送法第 64 条第3項各号及び放送法施行規則第 23 条第1号から第8号までは、協会が受信規約に定めるべき事項を定めるものであります。それ以外にも、受信者との契約内容を明確化するために必要な事項もあり得ると考えることから、これを定めるものであります。この規定により、「契約範囲を恣意的に無限に解釈し、用い、契約者に不利な契約内容を不当に定める、若しくは変更する意図」はありません。</p>	
2	<p>①省令の改正の前後を読みましたが、どこがどう改正されたのかが分かりにくく、省令を読み慣れない一般国民に意見を求められても意見することが困難な状態で資料を提示されていると思います。変更箇所が分かるような提示を求めます。</p> <p>②パブリックコメントが、どの点に対して求められているのか、その課題について、文章で提示されることを要望します。</p> <p>③省令は事前事後評価をしない、と明記されていますが、規制は必ず何かの影響を与える行為であり、評価が前後でされないことは、国民にとって大きな損失でしかありません。</p> <p>省令の評価をすることを求めます。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>①について、省令の改正箇所については傍線又は下線で示されており、また、改正前と改正後の条文を対照可能な形で示しており、変更箇所が分かるような表示はさせていただいております。また、改正の内容が分かりやすいように、意見募集に当たっては改正案の概要を掲載しております。</p> <p>②について、パブリックコメントについては、省令案及び子会社ガイドラインの改正部分全般に対して意見を求めるものとなります。</p> <p>③について、今回の放送法施行規則の改正規定は、日本放送協会のみ適用されるものであり、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年8月 24 日政策評価各府省連絡会議了承)において、「特別の法律により設立される法人(略)等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみ適用される規定。」は対象外とされております。また、本改正は電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)による改正後の放送法第 64 条第4項の委任を受けてその上限を定めるにすぎず、具体的な割増金の額や割増金制度の運用は日本放送協会に委ねられており、本改正をもって一般の国民に影響を及ぼすものとはいえないことから、「総務省における規制の政策評価に関</p>	無

		する実施要領(平成 29 年 10 月 27 日総官政第 138 号)」における、自主的に事前評価を実施するものに該当しないため、本件に係る規制の事前評価は実施しないこととしております。	
3	NHK をはじめとする民放各局で改正の趣旨、改正内容の説明を放映し NHK 受信者の理解を得てください 【個人】	本改正案については、このように意見公募手続を行っているところですが、割増金の徴収に当たって、NHKが国民・視聴者の皆様から十分な理解が得られるように引き続き受信料制度について丁寧な説明に努める必要があることは当然のことと考えております。	無
4	せめて、見たものに対する料金なら払うのは、当たり前ですが、見てもないのに、払わされる意味がわかりません。 NHKにありがたみを感じたこともないのに、なぜそこまでして、支払いを要求するのでしょうか？断固、反対させていただきます。 【個人】	受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。	無
5	まどろこしいことをせずにスクランブル化しなさい。 【個人】		
6	NHK 視聴料は撤廃するのだ妥当 NHK がその責務を果たさないなら存続の必然性はない 放送の位置付け(重要度)は減少しており、視聴料を徴収しても NHK を存続維持する必要性はない。米国、フランスの国営放送はいずれも視聴料の撤廃を表明している。 【個人】		
7	NHK に受信料を払う事で民間キー局の視聴も担保されているが、現在は Ameba 然りネット配信の番組コンテンツなど多様化しており TV を観なくなっているのに観ないのに負担をしていることになり不公平である 【個人】		
8	そもそも見ないテレビ局に受信料が発生する事がおかしい。 時代劇も音楽番組もバラエティ番組もデタラメ報道番組もいら		

	<p>ない。スクランブル化するべきテレビ局。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
9	<p>スクランブル放送にして NHK から独立した管理機関をして設置国民のための NHK の放送をしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
10	<p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいると言います。日本だけが国民を騙すようにして罰則の法案を通しました。NHK だけが唯一の情報源ではなく、「統一教会」の追求すらできないほど公共性が失われた状況で、強制的に受信料を徴収するなどあり得ません。割増金どころか受信料も不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
11	<p>割増金について反対</p> <p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化はおかしい。公共放送を名乗るならば無料にすべき、お金が欲しいのならスクランブル放送にすれば良い。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
12	<p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化とはどういうことでしょうか？</p> <p>偏向報道が酷すぎるのに公共放送を名乗る資格は全くありません。</p> <p>NHK として存続したいのであれば、今ある民営放送局のような形をとっていただくのがよろしいかと思えます。</p> <p>受信機を持っていれば強制的に契約させられるのは一般的な商感覚からかけ離れすぎていて時代に合いません。なぜ NHK だけが特別扱いしてもらえるのでしょうか？</p> <p>そろそろその法律ごと無くすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

13	<p>受信料廃止してください。ついでにNHKも廃止でいいです。全然こまりません。むしろ助かります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	<p>まず NHK はテレビをもっているだけで受信料を徴収しています。見ている・見ていないはサービスを受ける・受けないと同じことです。見ているのであれば料金がかかるシステムをなぜ構築しないのでしょうか？サービスを受けているのかわからない状況で料金を徴収しようとするのは、犯罪行為であり民主主義にも反すると判断します。スクランブル放送をしない理由も明確ではありません。国が NHK の問題ある行為に加担するような法律（懲罰的な徴収）をつくるなど、言語道断です。今回の法律、および国の NHK 擁護の姿勢に遺憾です。大反対です。NHK を見る人だけが料金を支払うクリーンな制度を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
15	<p>テレビは持っていません。一方的に頼んでもいないのに、見てもいないのに支払えというのはおかしいと思います。レストランに入ってもいないのに、料金は払いませんよね。どうしてNHKだけそうなのでしょう。世界的に見ても公共放送の料金は廃止になっているはず。値上がり、値下げの前にそもそも料金が発生するのはおかしいと思っています。反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
16	<p>そもそも契約は自由なのに、その契約を結ばない相手に対して、懲罰的な割増金を請求するなどもってのほかである。</p> <p>公共放送をうたうのであれば、公平な放送を行うべきである、偏向報道のような内容を放送するのはどうなのか。</p> <p>契約を義務化するようなことをやるなら、いつそ国営放送にした方がよい。</p> <p>膨大な内部留保を使って、スクランブル化したらどうか。</p>		

	<p>公共放送という名の下に、広く国民から安くない受信料を徴収し、職員には高額な給与等を支払い、また内部に利益(関連会社も含めて)増やし続ける NHK が果たして社団法人と言えるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
17	<p>テレビを購入してNHKを視聴しなくても受信料を支払う不合理さを理解できないのでしょうか？私は全く理解できません。民間が実施しているスクランブル放送で問題解決するのになぜ実施できないのか？緊急の時にはスクランブルを解除すれば良いだけです。民間でもスクランブルを解除した無料番組を放送しています。民間にできることを NHK は実現できないほどに技術が無いと理解すればよいのでしょうかね。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
18	<p>世界での受信料金は、廃止またはイギリスのように廃止の方向に進んでおりますが、日本は受信契約を結んでいない場合は、割増料金を課すという罰則の法案を取り入れてしまいました。本来、私達には契約の自由があるはずですが。他の新聞などと異なり NHK だけが契約の義務を押し付け、対等ではなく NHK の完全な特権的・徴税的な心理を押し付けられます。また豪華な放送センターを建て替えたり、受信者もびっくりするような高級を従業員に支払うなど、国営事業者とは思えない非常識極まりません。NHK だけが唯一の情報源の時代ではない今、放送を止めるか、料金は無料にするようにすればいいのではないのでしょうか。中国など海外でも NHK は放送しているようですが、視聴者は無料と聞いております。自国民から料金を集め、そのようなこともおかしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
19	<p>現状のように、TVやラジオは多チャンネル利用可能で、その</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面で</p>	<p>無</p>

	<p>他のメディア情報も多岐にわたるなかで、NHK の受信料方式は、ただの強制的徴収に近いもので、即刻方式を改めて、スクランブル放送化すべき。</p> <p>そうすれば、割り増し金制度など整備する必要もない。</p> <p>仮に、現状の受信料制度をしばらく継続するにしても、2 倍の割り増し金を徴収するなど、まっとうな企業の活動ではなく、反社会的でさえある。</p> <p>また、NHK 子会社を拡大させようとしているが、本来のNHK の設置目的からすれば、子会社の拡大は不要。民間でやればいい話だし、本来の目的が終わったのであれば、解散も検討すべき。NHK を無理に存続させ意味はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p> <p>また、関連事業持株会社制度については、NHKとその子会社も含むNHKグループの業務の効率化を図るために整備するものであり、子会社の拡大を目的とはしておりません。</p>	
20	<p>現行のままで、十分です。個人の自由を奪う法案に反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の意見募集は、2022 年6月 10 日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)の施行に向けて整備する省令案に対するものとなり、法律に対する意見の募集ではございません。</p> <p>なお、本法律は国会の審議を踏まえて成立したものであります。</p>	無
21	<p>改正法案反対です。むしろNHK の受信料のシステムも撤廃して頂きたいくらいです。</p> <p>特定の勢力、団体の意向に左右されない公正で質の高い番組や、視聴率にとらわれずに社会的に不可欠な教育・福祉番組を届けるため国民一人一人に受信料を負担してもらおう、という考えのようですが、とてもNHK が公平性のある報道をしているようにも思えません。それなのに、更に国民に負担のかかるシステムにするなんて論外です。</p>		

	<p>どうぞもう一度、根本的な部分からの見直しをお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
22	<p>放送法制定時は情報源がテレビ、ラジオしかなく、しかも地方ではその視聴環境すら貧弱であった。</p> <p>このため、全国に均一な放送網を構築するという目的は大義があっただろう。</p> <p>しかしながら、現在、その環境は飛躍的に進化し、テレビ、ラジオがなくてもネットで重要な情報に気軽にアクセスできる。</p> <p>マスコミ関係者は、ネットの情報は玉石混淆であり、テレビ程信頼できないと自画自賛するが、民放、NHK 問わず、構成であるべきとする放送法第 4 条の理念を無視して捏造、偏向報道を繰り返しており、この意味でも、テレビの存在価値は低下したと言っても過言ではない。</p> <p>しかるに、全ての放送の模範足るべき NHK が悪質な偏向報道を繰り返し、職員の不祥事も頻発するなど倫理の低下も著しい。こうした中でかかる改正を行うことは到底国民の理解を得られるものとは思えない。</p> <p>今一度、放送法の原点に戻り、NHK の解体/再編も含めた見直しを行い、そこから改めてペーパービューの実施も含めた受信料の適正額の検討を行い、国民に信を問うべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
23	<p>改正放送法に反対します。</p> <p>今回の参院選で N 国にどれだけ票が集まったのかご存知か？このまま施行するようなら国民として然るべき態度を取ります。NHK を潰せば集金の必要もないですからね。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
24	<p>改定に反対です。</p>		

	<p>テレビは見ていません。 メディアも見ていません。 でも家にはアンテナはあります。 それを撤去するお金がありません。 親が勝手にアンテナをつけました。 この法律を改定する前に、受信したい局を選択できるようにするべきです。 必要のないものを勝手に受信させられているのに、支払いを当然のように請求されるのは、おかしいです。 こういう改定は、国民全員に関わることです。 全国民に関わることなので、投票を行ってください。代表者だけで決めるのではなく、正統な投票を行ってからに、してください。 よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
25	<p>NHK の役員・元役員等が不適切な高報酬を得ていた事などに批判が行われたりした事があつたはずだが、同様の事態が発生するのではないかと危惧する。 特定の法人に不適切な支出を行う行政庁のように、NHK もその様な事をするのではないかと危惧するのであるが、公務所・国家公務員一般職程度にその予算使用や規律が適切に管理されるのであればそこまでの反対はしない(それは NHK 本体も同様であるが。)(結局、現状からすると、NHK 本体と同じレベルで法人及び役職員についての管理がなされればよい、となる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>NHKの役員の報酬、退職金及び交際費については放送法第 29 条第1項第1号ソの定めにより経営委員会の議決を必要とするなど、適正なものとなるように定められております。 その他、放送法第 29 条第1項第1号ハの規定により、NHK本体の役員及びその子会社の役員の業務の適正を確保するための体制について、経営委員会が議決することとしており、このような体制整備によってNHK本体及び子会社の役員の業務の適正が確保されております。</p>	無

注：その他、改正案と無関係と判断されるものが 18 件ありました。